

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510
法務部 03-6821-9520
商標部 03-6821-9540
FAX 共通 03-6821-9550



2022・3・10

2位米国、3位日本 ▽WIPO▽ 国際特許出願件数、中国が3年連続1位

世界知的所有権機関（WIPO）は、特許協力条約（PCT）に基づく2021年の国際特許出願件数を発表した。

2021年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、世界全体で出願されたPCT出願件数は0.9%増の27万7500件となり、過去最高を更新した。

【国別の出願件数】

国別の出願件数をみると、中国が前年比0.9%増の6万9,540件で、3年連続の首位となった。2位は米国の5万9,600件（1.9%増）、3位は日本の5万300件（0.6%減）、4位は韓国の2万700件（3.2%増）、5位はドイツの1万7,300件（6.4%減）。

【企業別の出願件数】

企業別では、中国の華為（ファーウェイ）が6,952件で1位となった。2位は米クアルコム（3,931件）、3位は韓国サムスン（3,041件）、4位は韓国LG電子（2,885件）、5位は日本三菱電機（2,673件）。

技術分野では、コンピュータ技術（全体の9.9%）が最大のシェアを占め、次いでデジタル通信（9%）、医療技術（7.1%）、電気機械（6.9%）、測定（4.6%）と続いている。

亀田製菓と久慈食品

「柿の種」類似パッケージで和解

菓子大手の「亀田製菓」は、自社製品「亀田の柿の種」をめくり、パッケージが類似しているとして、不正競争防止法に基づき販売差し止めなどを求めていた他社製品について、新たなデザインへ変更することで和解が成立したと発表した。

亀田製菓は、主力商品である「亀田の柿の種」で1994年から現在の配色を基調としたデザインのパッケージを使用。

亀田製菓は久慈食品の「柿ピー」のパッケージデザインが類似し、消費者が誤認する恐れがあるとして、久慈食品側へ販売中止やパッケージデザインの変更を求めていたが、久慈食品が販売を継続する意思を示したため、製造・販売

の差し止めなどを求める仮処分を東京地方裁判所に申し立てていた。

（亀田製菓製品のパッケージと仮処分命令申立の対象となった久慈食品製品のパッケージ）

当社製品「190g 亀田の柿の種6袋詰」

相手方製品「柿ピー21袋」



（亀田製菓のプレスリリース「株式会社久慈食品に対する差し止め等仮処分命令申立てに関するお知らせ」から引用）

和解により久慈食品は、パッケージを新たなデザインへ変更する。

（久慈食品の新旧パッケージ）

旧：相手方製品「柿ピー21袋」

新：相手方製品「柿ピー21袋」



※灰色部分は透明

（亀田製菓のプレスリリース「株式会社久慈食品に対する仮処分命令申立てに関する和解成立のお知らせ」から引用）

双方の強み活かす ▽INPITと日本商工会議所▽

中小の知財の活用支援で連携

独立行政法人の工業所有権情報・研修館（INPIT）と日本商工会議所は、中小企業の知的財産の活用促進に向けて連携協定を締結した。

47都道府県にあるINPITの支援窓口と全国515の商工会議所とが双方の強みを生かし、知的財産の側面から中小企業の支援体制を強化する方針。

特許庁とINPITが今年1月に共同で策定した「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」では、日本商工会議所との連携を強化し、中小企業の経営課題に対し、知財を活用して解決する伴走型支援「加速的支援事業」を創設。具体的には、INPITにおけるスタートアップ支援機能の強化、知財情報分析を活用した中小企業などの経営戦略立案支援、INPITと中小企業などの支援機関とのMOU締結による組織的連携体制を促進する方針。

解説

**進歩性の判断 本願発明と引用発明との一致点の認定
知的財産高等裁判所
令和2年(行ケ)第10128号 審決取消請求事件
令和4年1月11日判決言渡**

第1 事案の概要

原告は、特願2015-106553号(発明の名称:安否確認システム、受信機、安否確認方法及びプログラム)の特許出願人である。原告が拒絶査定を受け、これに対する不服審判(不服2019-14345号)を請求したところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件訴訟を提起した。

本件審決を受けた本願発明は以下の通りである。

【請求項1】

クラウド環境下における安否確認システムであって、クラウドを構成するサーバと、

設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号が予め前記サーバに登録され、点灯又は消灯する照明装置と、受信機と、を備え、

前記受信機は、前記サーバが送信する管理画面情報を受信し、安否通知ルールの設定、変更及び追加する画面を表示し、前記サーバは、前記安否通知ルールの設定、変更及び追加の情報を登録し、前記照明装置は、点灯又は消灯に応じて前記ID番号が重畳された電波を発信する発信装置を備え、

前記発信装置は、交換可能であり、

前記サーバが、前記発信装置が発信する前記電波に重畳された前記ID番号に基づき、前記受信機の画面を介して登録された前記安否通知ルールに応じて、前記照明装置の点灯又は消灯に係る情報を見守り対象者の安否情報として見守り者の外部端末に通報することを特徴とする

安否確認システム。

本件審決は、本願発明は、特開2011-29778号公報(引用文献1)に記載された発明(引用発明)に対する関係で進歩性を欠くと判断した。

原告が主張した取消事由は、「本願発明と引用発明との一致点の認定の誤り、相違点の看過(取消事由1)」、「照明装置の交換についての効果の判断の誤り(取消事由2)」、「相違点3及び4に関する容易想到性の判断の誤り(取消事由3)」である。

本判決は、取消事由2及び3に係る原告の主張には理由がないが、取消事由1に係る原告の主張には理由があるとして本件審決を取り消した。

ここでは取消事由1に係る判断部分を紹介する。

第2 判決

1特許庁が不服2019-14345号について令和2年9月8日にした審決を取り消す。

2訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

(1) 本願発明における「施設内での設置箇所に係るID番号」の技術的意義

本願発明の内容に照らすと、本願発明においては、照明装置に備えられた発信装置が、「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号(が重畳された電波)」を発信し、ネットワーク経由で当該「ID番号」を受信したクラウドサーバが、当該「ID番号」に基づき、予め登録された安否通知ルールに応じて安否確認を行う。そして、本願明細書等の段落【0020】及び【図1】の記載も参照すると、「施設」とは「見守り対象者」の居宅を指し、「設置箇所」は当該居宅の中の個々の部屋(居間、トイレ、寝室等)を指すことを理解できる。

そうすると、本願発明において「安否確認」という所期の作用効果を奏するためには、照明装置から発信される「ID番号」と、クラウドサーバに登録された「ID番号」とが、いずれも、照明装置の「設置箇所」を特定し得るID番号でなければならないし、また、照明装置から発信される「ID番号」と、クラウドサーバ

に登録される「ID番号」とは、これらを相互に対照することによって、どの「設置箇所」において異常が生じているかを検知可能にするものでなければならないと解される。

以上によれば、本願発明は、照明装置が発信装置を備え、この発信装置から発信された「設置された施設及び前記施設内での設置箇所に係るID番号」(居間、トイレ、寝室等の各部屋を識別できる情報)に基づいて、照明装置の設置箇所(部屋)を識別し、この識別した設置箇所に応じた安否通知ルールに従って安否判定を行うものであり、安否判定に、照明装置の設置箇所(具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋)という位置情報を利用するものと認められる。

(2) 引用発明における「検出部ID」の技術的意義

上記認定に係る引用発明の「検出部ID」が、「電源タップ4」の住居内での設置箇所を識別するものであるか否かについて検討する。

引用発明の「検出部ID」は、住居内で「電源タップ4」を一意に識別する符号であるものの、引用文献1には、前記「検出部ID」が「電源タップ4」の設置箇所を表す情報と関連するものであることは一切記載されていない。また、電源タップの一般的な使用形態を参酌すると、電源タップを住居内のどこに設置してどのような電気機器に接続するかは、当該電源タップを利用する者が任意に決められるものと解される。

引用文献1では、「電源タップ4」に照明器具が接続される態様も開示されているものの(【図6】)、照明器具は、居間、トイレ、寝室等、住居内のあらゆる箇所で用いられるものであり、よって、当該照明器具に接続される電源タップの設置箇所も住居内のあらゆる場所が想定されるものであるから、「検出部ID」により「電源タップ4」を一意に識別しても、それは「電源タップ4」の識別にとどまるものであって、当該「電源タップ4」の設置箇所も識別できるとする根拠は見出せない。

すなわち、「電源タップ4」の「検出部ID」から住居内の設置箇所を識別するためには、「検出部ID」と当該「電源タップ4」の住居内での設置箇所とを対応付けた何らかの付加的情報が必要である。「電源タップ4」の「検出部ID」という、電源タップを一意に識別する符号から、当該「電源タップ4」の設置箇所を識別することができる、と認めることはできない。

(3) 以上によれば、引用発明の「検出部ID」は、「電源タップ4」の住居内での設置箇所を識別するものではないから、本願発明の位置情報のうち、住居内における設置箇所を特定する「内部管理ID番号」(具体的には居間、トイレ、寝室等の各部屋)とは技術的意義を異にする。

それにもかかわらず、本件審決は、引用発明の「検出部ID」は本願発明の「内部管理ID番号」に相当するとして、「施設内での設置箇所に係るID番号」が安否確認に用いられることを一致点の認定に含めており、この認定には誤りがあるといわざるを得ない。その結果、本件審決は、原告の主張に係る相違点5を看過しており、上記一致点の認定誤りは本件審決の結論に影響を及ぼす誤りである。

第4 考察

発明の進歩性の検討は、審査の対象になる本願発明を把握した上で、審査における調査でピックアップした先行技術文献の中から進歩性判断の論理付けに用いることに最も適した先行技術文献記載の発明を主引用発明とし、主引用発明と本願発明との一致点、相違点を認定するところから始まる。

特許庁の審判官が3名で合議して行った主引用発明と本願発明との一致点についての認定に誤りがあるとされたものである。一致点の認定が間違っていれば、当然、相違点の認定を誤ることになり、主引用発明に基づく進歩性判断の論理付けに影響を及ぼすことは明らかである。

発明の進歩性検討の第一歩として本願発明を把握し、主引用発明と本願発明との間の一致点、相違点を認定することの難しさと、大切さを認識させる判決である。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

新しいタイプの商標 出願・登録状況を公表

■特許庁■

特許庁は、新しいタイプの商標に関する出願・登録状況(マドプロ出願を除く)を公表した。

2022年1月31日現在、音商標の出願は708件で、355件が登録されている。位置商標の出願は546件で106件が登録、動き商標の出願は216件で、154件が登録、ホログラム商標の出願は20件で15件が登録。

色彩のみからなる商標については、533件の出願がなされているが、このうち登録されたのはわずか8件と少ない状況。

2015年4月1日より、従来の文字や図形商標に加えて、音や色彩等についても登録が可能となり、様々なバリエーションのブランド展開を行うことができるようになった。

①音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音)

②色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組み合わせのみからなる商標(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)

③位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標

④動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標(例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)

⑤ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	2,043	708	553	546	216	20
登録件数	618	335	8	106	154	15

(2022年1月31日時点、暫定値)

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

大学等における産学連携 実施状況を取りまとめ

■文部科学省■

文部科学省は、令和2年度「大学等における産学連携等実施状況」を取りまとめた。

【特許権などの知的財産権等による収入額】

特許権などの知的財産権等による収入額は約56億円と、前年度と比べて約4.1億円増加(7.9%増)。このうち、特許権における収入は約40.3億円と、知的財産権等による収入額全体の約72.6%を占めている。

【研究資金などの受入額】

研究資金等受入額(共同研究・受託研究・治験等・知的財産)は、約3,689億円と、前年度と比べて約206億円増加(5.9%増)。

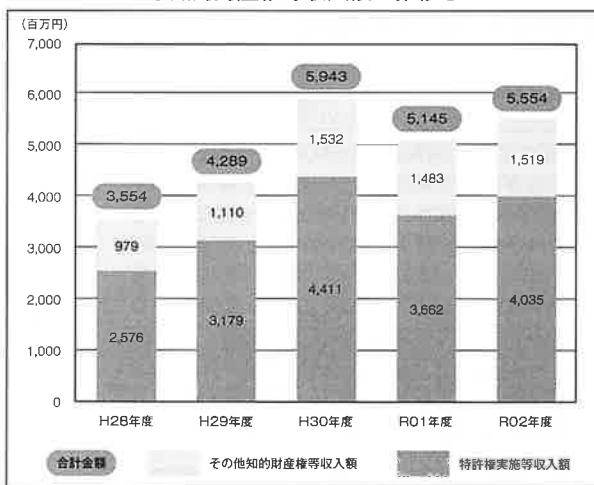
民間企業からの研究資金等受入額(共同研究・受託研究・治験等・知的財産)は、約1,224億円と、前年度と比べて約38億円増加(3.2%増)。このうち、共同研究による研究費受入額は約847億円と、研究資金等受入額全体の約69.2%を占めている。

【民間企業との共同研究】

民間企業との共同研究においては、研究費受入額は約847億円と、前年度と比べて約50億円増加(6.3%増)。このうち、1件当たりの受入額が1,000万円以上の共同研究に係る受入額は、約466億円と、前年度と比べて約54億円増加(13.2%増)。

1件当たりの受入額の平均は約2,941,000円であり、前年度から約221,000円増加(8.1%増)。

●知的財産権等収入額の推移●



審 決 紹 介

本願商標「MOD」は、商標法第4条第1項第6号に該当しないと判断された事例(不服2020-16154、令和3年12月6日審決)

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「MOD」の文字を標準文字で表してなり、第9類「腕時計型携帯情報端末」及び第14類「身飾品、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、宝宝箱、腕時計、宝飾品、キーホルダー、貴金属、時計、時計バンド」を指定商品として、令和元年11月13日に登録出願されたものである。

本願は、令和2年7月14日付けで拒絶理由の通知がされ、同年8月17日に意見書が提出されたが、同年9月24日付けで拒絶査定がなされ、これに対して同年11月24日に拒絶査定不服裁判の請求がなされたものである。

2 原査定中の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「MOD」の文字を標準文字により表してなるところ、当該文字は、「自衛隊を管理・運営する中央行政機関。」である「防衛省」(英語表記: Ministry of Defense)の著名な略称「MOD」と同一のつくり字からなるものである。したがって、本願商標は、国の機関を表示する標準であって著名なものと同一又は類似の商標というのが相当だから、商標法第4条第1項第6号に該当する」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、上記1のとおり、「MOD」の文字を標準文字で表してなるところ、たとえ、当該文字が、原審示のとおり、「防衛省」の英語表記「Ministry of Defense」の略称である「MOD」とそのつくり字を同一にするものであるとしても、当該文字が、上記行政機関を表示するもの、あるいは上記行政機関の略称として、本願商標の出願時及び査定時において、我が国において著名なものとなっているものと認められる事実を見いだすことができなかった。

そうすると、本願商標をその指定商品について使用しても、これに接する取引者、需要者は、直ちに、「防衛省」の著名な略称を表示したものと認識し得ないとみるのが相当であり、加えて、本願を原審人が使用採択することが、上記行政機関の権威を損なうことになるともいえないというべきである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標(別掲)は、商標法第4条第1項第7号に該当しないと判断された事例(不服2021-3343、令和3年11月24日審決)

別掲 本願商標

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「MONET」の文字を別掲1のとおり表してなり、第9類、第12類、第35類、第37類、第38類、第39類及び第42類に属する別掲2のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務として(※別掲2の記載は省略)、平成30年10月1日に登録出願されたものである。



本願は、令和2年3月5日付けで拒絶理由の通知がされ、同年4月20日及び6月9日に意見書が提出されたが、同3年1月19日付けで拒絶査定がされ、これに対して同年3月13日に拒絶査定不服裁判の請求がなされたものである。

2 原査定中の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、その構成中「O」の文字部分がやや太い書体で表された「MONET」の文字を横書きし、また当該文字が反射しているかのように装飾を施してなるものである。そして、「Monet」の文字が、印象派のフランス人画家で世界的に著名なクロード・モネ(Claude Monet)の見出しとして各種辞書に記載されていることを考慮すると、本願商標に接する需要者は、当該文字より、直ちに当該画家を想起させるものであるから、上記の者の遺族等の承諾を得ることなく、本願商標をこの商標登録出願に係る指定商品及び指定役務について登録し、独占して使用

することは、世界的に著名な死者の著名な略称の名声に便乗し、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものと認める。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標について

本願商標は、別掲1のとおり、「MONET」の欧文文字を「O」の文字のみ極大で表し、構成文字全体の下部に薄く影を表してなるところ、「MONET」の文字は、本願商標の登録出願時はもとより現在においても、フランス印象派の画家である「モネ(Claude Monet)」の著名な略称として、一般に理解、認識されているといえる(「広辞苑第七版」、「ランダムハウス英和大辞典 第2版(1745頁)(小学館)」、「フランス及び日本を始めとするモネ作品の所蔵美術館と作品名が記された記事(気になるアート.com http://kininaruuart.com/artist/world/monet.html)など)。

(2) 商標法第4条第1項第7号について

商標法第4条第1項第7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は、商標登録を受けることができないと規定する。ここでいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、<1>その構成自体が非道徳的、卑しい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、<2>当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、<3>他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、<4>特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、<5>当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれるというべきである(知財高裁平成17年(行)第10349号)。

(3) 本願商標の商標法第4条第1項第7号該当性について

本願商標は、別掲1のとおり、「MONET」の欧文文字を「O」の文字のみ極大で表し、構成文字全体の下部に薄く影を表してなるところ、その構成自体が非道徳的、卑しい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字からなるものではないことは明らかである。

また、請求人の主張及び証拠によれば、「MONET」は「Mobility Network」からとったものであり(甲6)、請求人は、日本の社会課題の解決や新たな価値創造を可能にするモビリティサービスの実現と普及を目的とした業務を提供するに当たり、本願商標の出願において別掲2の商品及び役務を指定しているところ、当該商品及び役務は、「自動車」、「通信」、「車両による輸送」等、絵画とは関係性が希薄なものである。

そうすると、たとえ「MONET」の文字を構成中に含む本願商標からフランス印象派の画家「モネ(Claude Monet)」を想起する場合があるとしても、本願商標を、その指定商品及び指定役務について使用することが、当該人物の略称を使用した公益的な施策等に便乗し、その遂行を阻害し、公共の利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図を持ってした出願と認めることはできず、また、当審における職権による調査をもってしても、これが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するなどの事実を見いだすことはできない。

さらに、上記の経緯で出願され、画家「モネ(Claude Monet)」の名声を借して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められない本願商標を、その指定商品及び指定役務に使用しても、フランス国若しくはフランス国民を侮辱し、または国際信義に反するものということとはできない。

加えて、本願商標は、他の法律によって使用等が禁止されているものではなく、また、本願商標の登録出願の経緯に、社会的相当性を欠くところがあるというべき事情も見いだせないから、本願商標の登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないということもできない。

その他、本願商標が商標法第4条第1項第7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるといえる具体的な事情を見いだすこともできない。

(4) まとめ

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和37(1962)年	商標登録第 594308号～第 596062号
〃 47(1972)年	商標登録第 974427号～第 978574号
〃 57(1982)年	商標登録第1530005号～第1536889号
平成4(1992)年	商標登録第2441501号～第2451600号
平成14(2002)年	商標登録第4590466号～第4600831号
平成24(2012)年	商標登録第5511236号～第5519107号

各年の8月1日～8月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間こととなります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成31年4月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは3月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和3年12月分	27,366	16,247
前 年 比	101%	103%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jp.go.jp/shiryuo/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm